

消 防 危 第 61 号
令和 8 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 }
各 消 防 本 部 消 防 長 } 殿
非常備町村消防防災主管部局長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別添のとおり送付しますので、執務上の参考と
してください。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言
として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

総務省消防庁危険物保安室

担当 根本、馬場、山上（問 1）

根本、滝澤、小川（問 2、問 3）

三宅、小澤、宇野、中山、藤ヶ崎（問 4、問 5）

TEL : 03-5253-7524

問1 ペンスキーマルテンス密閉法（JIS K 2265-3、ISO 2719、ASTM D93 に適合するものに限る。）により測定された引火点が、第四類の危険物の品名分類に用いる引火点の閾値から十分に乖離している場合、当該測定値を品名判断の参考として用いることは差し支えないか。

答1 差し支えない。

問2 令和元年8月27日付け消防危第117号「屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について」（以下「消防危第117号」という。）別添2②1において、底部全面に対して連続板厚測定を実施し、それにより得られた実板厚を用いることとされているが、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第14条の3に基づく保安検査又は危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第62条の5に基づく内部点検において確認された最も薄い板厚を用いても差し支えないか。

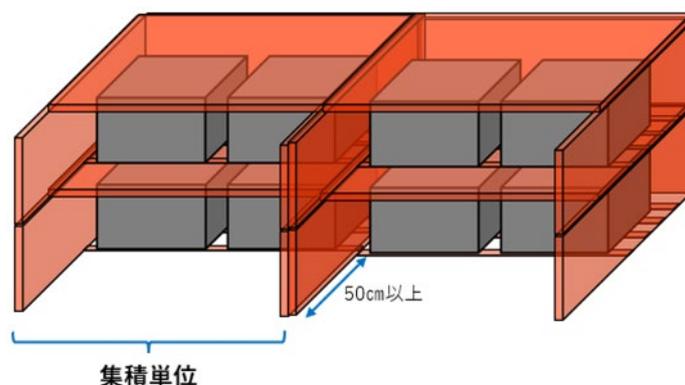
答2 差し支えない。

問3 消防危第117号別添2③3（1）の取扱いについて、側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）との溶接継手近傍（溶接部からの間隔が当該側板の板厚の5倍未満であるものをいう。以下同じ。）において側板に係る母材肉盛り補修を行う場合、当該溶接継手近傍の底部に係る母材肉盛り補修と同様に取り扱って差し支えないか。

答3 差し支えない。

問4 規則第16条の2の8第3項及び第4項に規定する蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所における同条第3項第8号の貯蔵場所（貯蔵するリチウムイオン蓄電池の充電率が30パーセント以下である場合に限る。）において、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第23条を適用し、規則第16条の2の8第3項第8号（同条第4項第1号においてその例による場合を含む。）においてその例によるものとされる規則第28条の59の2第2項第8号ロ(2)(i)に規定する遮蔽板の設置に代えて、次の要件を満たす一定の耐火性を有する棚（以下「耐火性荷役棚」という。）の設置を認めて差し支えないか。

1. 耐火性荷役棚の材料は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）第68条の2の7第1号イに定める耐火試験に合格するものであること。なお、第二試験の試験材の非加熱面の温度の測定位置については、耐火性荷役棚に貯蔵されたリチウムイオン蓄電池と当該耐火性荷役棚との間に一定の距離を確保できる場合は、実態に即して設定することとして差し支えないこと。
2. 耐火性荷役棚の材料と当該材料との接合部は、炎又は熱が容易に伝ばするような隙間を有さないものであること。
3. 耐火性荷役棚は、当該耐火性荷役棚及び貯蔵するリチウムイオン蓄電池の重量によって生ずる応力に対して安全なものであること。
4. 耐火性荷役棚は、堅固な基礎に固定すること。ただし、最も転倒の危険性が高いと想定される貯蔵状態（リチウムイオン蓄電池が上部の棚のみに貯蔵されている状態等）で15度傾けた場合に転倒しないものであり、かつ、耐火性荷役棚の設置場所を明示する場合はこの限りではないこと。
5. 耐火性荷役棚の側板は、リチウムイオン蓄電池から水平方向及び鉛直方向にそれぞれ50センチメートル以上張り出す大きさとする。ただし、耐火性荷役棚の最上段に貯蔵するリチウムイオン蓄電池を十分に覆うことができる大きさの天板を設ける場合は、鉛直方向の張り出しについては不要であること。



耐火性荷役棚に天板を設けて貯蔵する場合の設置イメージ

答4 差し支えない。

問5 管内事業者より、災害時に周辺の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、法第10条第1項ただし書に基づく仮取扱いにより自動車への給油等を行うための実施計画（詳細は別紙参照）について相談を受けた。

仮取扱いの形態としては、危険物の流出防止対策を施した場所において、可搬式の給油設備をドラム缶と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油又は容器への詰め替えを行うとのことである。また、当該給油設備（本体及び付属する接地導線や電源ケーブル等）は、給油取扱所の固定給油設備と同等の性能を有するものとして第三者機関による性能評価を受けたものを用いるとのことである。

本件について、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号、別紙1。以下「ガイドライン」という。）に照らして検討したところ、ガイドライン第1の1（共通対策）に示されている措置は講じられており、ガイドライン第1の2（危険物の取扱い形態に着目した特有の対策）に例示されている内容とは異なるが、本件の形態に即して必要な安全対策は講じられていると考えられることから、仮取扱いを認めることとして差し支えないか。

答5 差し支えない。

災害時に可搬式の給油設備をドラム缶と接続して給油等を行うための仮取扱いの実施計画について

1 仮取扱いの概要

災害時に周辺の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、消防法第10条第1項ただし書に基づく仮取扱いにより自動車への給油又は容器への詰め替え（以下「給油等」という。）を行うことを目的とするものである。

本計画における運用形態として、平時は可搬式の給油設備（以下「給油設備」という。）等の資機材を倉庫等に保管しておき、災害時に当該資機材を自動車が出入りするために十分な広さを有する空地に設置し、給油設備にガソリンを収納したドラム缶（以下「ドラム缶」という。）を接続した上で、給油等を行うものである。

2 ガイドライン第1の1（共通対策）に係る安全対策

(1) 貯蔵場所及び給油場所

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所は屋外とする。

イ 給油等を行う場所（以下「給油場所」という。）及びドラム缶を集積する場所（以下「貯蔵場所」という。）（以下これらを総称して「給油場所等」という。）の位置は、危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つものとする。

(2) 保有空地の確保

給油場所等の周囲には、6mの幅の空地を確保し、当該空地の周囲には、柵、ロープ等を設置して空地の状態を確保する。

(3) 標識等の設置

給油場所等には、見やすい箇所において、危険物の仮取扱いを行う場所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項（危険物の品名・数量・倍数、「火気厳禁」及び「給油中エンジン停止」の注意事項）を掲示した掲示板を設け、関係者に注意喚起を行う。

(4) 流出防止対策

ア 給油場所等は、コンクリート又はアスファルトで舗装された平坦な地盤面に設けるものとする。

イ 給油場所には、給油設備及びドラム缶の設置場所を包含するように漏えい防止シートを敷くとともに、簡易の防油堤を周囲に設置する。

ウ 危険物が流出した場合の応急資機材として、吸着マット等を用意する。

(5) 火気使用の制限

給油場所等及び保有空地における火気使用を禁止する。

(6) 電気火災対策

ア 給油場所においては、給油設備及びドラム缶のアースを確保し、接地導線については、保有空地外に設置する。

イ 給油設備の電源は、保有空地外の発電機又は常用電源を用いる。

ウ 危険物を取り扱う作業者は、静電安全作業服及び静電安全靴を着用する。

- (7) 消火設備の設置
第5種消火設備（10型粉末消火器）を3本以上設置する。
- (8) 給油場所等の管理
作業に関係がない者の出入りを適切に管理する。特に、給油場所への不特定の者の立入りを厳に禁ずる。
- (9) 危険物取扱者による取扱い
危険物の取扱いは、危険物取扱者免状の保有者が行う。
- (10) 二次災害の発生防止
危険物の流出、車両による事故、危険物の取扱い作業中における余震等が発生した場合や、避難指示が発令された場合等の対応について、あらかじめマニュアルを定め、作業者への教育訓練を行う。
- (11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備
給油設備のほか、漏えい防止シート、消火器、吸着マット等の必要な資機材をあらかじめ確保し、倉庫等の安全な場所で保管する。

3 本計画の取扱い形態に応じた安全対策

- (1) 給油設備とドラム缶とをねじ式の緊結金具を有した治具等により緊結する。
- (2) 夏場の気温上昇や直射日光等によりガソリンの温度が著しく上昇するおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱う場合は、通気性を確保した上で温度上昇を抑制する措置（日よけの設置等）を講じる。
- (3) ドラム缶の蓋を開ける前には、周囲の安全や火気使用制限の確認をし、エア抜きした後に開放する等安全な取扱いを徹底する。なお、直射日光等によりドラム缶が暖められている場合は、ドラム缶の蓋の開放は厳禁とし、ドラム缶を周囲に火気や人が存在しない日陰の風通しの良い場所に移動させ、ガソリンの温度を常温程度まで下げた後に、エア抜きをし、開放する。
- (4) 給油作業時以外は、ドラム缶の蓋を確実に締める。
- (5) 給油場所は、貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、危険物量は最小限とする。
- (6) 給油設備は、危険物の規制に関する規則第25条の2（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造のものとする。
- (7) 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとする。また、架台及びドラム缶の周囲には、車両の衝突を防止するためのポール等を設ける。
- (8) 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管する。
- (9) 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行う。
- (10) 夜間等、給油等の業務が終了した後は、ドラム缶を貯蔵場所に移動する。

災害時に可搬式の給油設備をドラム缶と接続して給油等を行うための仮取扱いに係るレイアウト(イメージ)

別図

